

島根原子力発電所 2号炉 審査資料	
資料番号	EP-083改02(回1)
提出年月日	令和3年3月11日

令和3年3月
中国電力株式会社

島根原子力発電所 2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（1号炉液体廃棄物処理系共用取止め）

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
1	令和3年2月24日	1号機の床ドレン・再生廃液系と2号機の床ドレン・化学廃液系について、処理対象の廃棄物が同じであることを整理して説明すること。	第387回ヒアリング（令和3年3月2日）にて説明	導電率が高く脱塩処理に適さない原子炉建物、ドライウェル、タービン建物及び廃棄物処理建物等の床ドレン・サンプに集めた床ドレン廃液、脱塩器の樹脂再生等で発生する化学廃液、機器の除染廃液等はタンクに収集し、1号炉の床ドレン・再生廃液系及び2号炉の床ドレン・化学廃液系で処理しており、処理対象廃液は同様である。 (EP-083改01 P4)
2	令和3年2月24日	廃棄物処理系に関して、1号機の廃止措置に伴う共用の取止めだけでなく、1号機設備から2号機設備への変更による影響についても整理して説明すること。	第387回ヒアリング（令和3年3月2日）にて説明	サイトバンカ設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）で発生する床ドレン廃液は、これまで1号炉の廃液中和タンクを移送先とし、1号炉の床ドレン・再生廃液系または2号炉の床ドレン・化学廃液系設備により処理してきたが、移送先を2号炉の床ドレンタンクに変更し、2号炉の床ドレン・化学廃液系設備による処理に見直すことから、共用取止めによる影響はない。 (EP-083改01 P4)
3	令和3年3月3日	引き続き1号炉と共用する設備について、共用しても処理能力に影響はないことを説明すること。（サイトバンカ設備を含む）	第954回審査会合（令和3年3月9日）にて説明	2号炉の機器ドレン系設備及び床ドレン・化学廃液系設備は引き続き1号炉と共用するが、1号炉の廃液については1号炉設備で処理するか、若しくは2号炉の廃液処理を優先したうえで2号炉設備の裕度の範囲で処理することから、液体廃棄物の処理能力に影響はない。 (資料2-1-1 P6, 資料2-1-3 P3,4)
4	令和3年3月3日	ランドリ・ドレン系の仕様を説明すること。	第954回審査会合（令和3年3月9日）にて説明	ランドリ・ドレン系の仕様を第1表に記載した。 (資料2-1-3 P6)